

丹後震災記念館～建築とその後の展開～



丹後震災記念館と震災慰靈塔（昭和 12 年か、熊野若王子神社所蔵写真）

はじめに

昭和2(1927)年3月7日に丹後地域に発生した北丹後地震(丹後震災)は、一瞬にして多くの尊い人命を奪いました。震災後には、全国各地より多額の義捐金が集まり、罹災者に分配されました。その後、残った義捐金を使って昭和4年12月に竣工した建物が丹後震災記念館です。2009年は、丹後震災記念館建築80周年にあたります。

丹後震災以前の大きな灾害としては、関東大震災があります。この震災の記念館は、東京都墨田区に現存する震災記念堂(現、東京都慰靈堂)・復興記念館のほか横浜市震災記念館・横須賀市震災記念館が建築されましたが、現存するものは東京のみです。丹後震災記念館は、東京と並び、全国に二つしか現存しない戦前の震災記念館です【川島智生「蚕糸産業と震災復興の建築遺産・丹波・丹後の洋風建築」(『近畿文化』705号 2008年8月)】。

また丹後震災記念館建築は、慰靈祭執行の場とともに、震災記念物の収集・保存、地震に関する調査研究、社会教化施設としての側面をもっていました。

これらの目的を実施する主体として、震災義捐金の残金をもとに「財団法人丹後震災記念館」(以下、「財団法人」とします)が設立されました。

財団法人は、最終的に昭和29年に解散し、建物は峰山町へ無償譲渡され、関係する書類(簿冊)も峰山町へ引き継がれました(旧峰山町役場文書)。

- ・丹後震災記念日関係綴(昭和3年) 京都府社寺課
- ・丹後震災記念館書類綴(昭和4年) 京都府社寺課
- ・庶務一件綴(昭和4~9年) 財団法人
- ・庶務一件綴2(昭和4~9年) 財団法人
- ・庶務一件綴(昭和10~16年) 財団法人
- ・文書往復書類(昭和14年) 財団法人
- ・庶務一件綴(昭和17~29年) 財団法人

という簿冊(文書を綴ったもの)が引き継がれました。これらの残された書類を詳しく調べると、財団法人の設立とその後の展開は、震災慰靈祭の執行と深く関わっていることがわかりました。本リーフレットは、残された文書や資料から、財団法人の成立とその後の展開を見ることにより、丹後震災記念館の建築目的とその後の動向を考えるものとしました。

1. 丹後震災一周年慰靈祭 ~昭和2年度~

北丹後地震(丹後震災)から1周年にあたる昭和3年3月7日は、午前10時30分より京都府主催の慰靈祭が峰山小学校講堂において開催されました。慰靈祭は、遺族・来賓・そのほか関係者数百人の参列のもと、神式および仏式で執行されました。同日午後は、府主催の講演会が峰山町・網野町・三河内村・久美浜町で開催され、あわせて「去年の今日！」と題する小冊子が作成されました(『奥丹後震災誌』京都府 1928年)。この日は、各地で震災1周年の慰靈祭が行われていたようです。

この京都府主催の慰靈祭の企画は、2月14日発議文書が最も早いものでした。府社会課は、18日付で、追悼会・復興祭を開催するにあたり震災復興の概況を現地の京都府出張所へ照会しました。これに対する回答として府出張所は、府慰靈祭が町村事業と重複することを懸念し、「府と町村で施設するに適当な事項を列記、検討」を依頼しました。また府は、京都府神職会に当日の慰靈祭執行を依頼していました。しかし慰靈祭会場の峰山町にある金刀比羅神社宮司の毛呂清春は、神職会長宛に、3月7日午前は各町村において慰靈祭が執行され、自分も立場上、峰山町の慰靈祭に出席するため、府の復興祭を8日に開催すれば意義あるものとなるのでは、という内容の手紙を書いています。実際に慰靈祭当日は、地元の毛呂宮司ではなく籠神社(宮津市府中)の海部宮司が神事を執行しました(『奥丹後震災誌』)。毛呂宮司は、峰山町の慰靈祭へ出席したものと思われます。この後、どのように調整が行われたかは不明ですが、2月21日発議の起案文書では、学務部長名で、府主催の震災記念日について
①復興祭(社寺課より府神職会へ委嘱)、死亡者追悼会、記念講演会、負傷者慰問、パンフレット配布、記念物展覧(峰山町において準備)を内容とする
②慰靈祭を3月7日午前に予定のため、当該町村に対し予め御通達の上、支障なく遂行し得るよう配慮を願いたい という旨の通達が出されています。

あわせて同月27日起案文書では、震災記念事業計画の件について、この機を逸せず事業計画を遂行すべきことを学務部長名で与謝・中・竹野・熊野郡各町村長宛に通牒しています。これらの書類から見て震災1周年には、各町村とともに、直前に慌しく準備を始めた京都府がそれぞれ慰靈祭を執行していたようですがうかがえます。

2. 丹後震災二周年慰靈祭 ~昭和3年度~

2周年を迎えた昭和4年3月7日の慰靈祭は、会場・時間なども前年と同じように執行されました。終了後に行われた震災地関係町村との会合の席上では、京都府学務部長から財団法人丹後震災記念館の設立と震災記念館の建設が建議されています。内容は、3月4日発議文書に「皆様のお集りの機会に於て先年の震災義捐金残余処分に就きまして一言申上げたいと存じます さて、社会の厚き同情によって集まりました義捐金は克く其の趣旨に副ふやうに分配すべく慎重審議の上御承知の通本府に於て分配標準を設け之によって罹災者各人に対する分配額を一々定め震災当年五月末日受領者代表として関係町村長の出席を願ひ募集発起人列席の上、知事より克く其の趣旨をお話し致しまして総額三百十一万四千六百五十七円をお渡し致し更に全年十一月には前回の如く各個人別の配当額は定めないで、各町村の被害程度及び前回の分配額等を斟酌して各町村に按分し其の総額百九万二千四百九十九円六十六銭を交付し各個人に対する配当は当該町村長に一任致しましたので当該町村長は夫々適応に分配せられたのでありますところで、其後集まりました義捐金及預金利子を合せて現在八万五千二百四十八円餘ありますので之が処分に就きまして種々考慮致しました結果、罹災者諸君に分配するにしても其の額は頗る僅少となりますので寧ろ分配せないで永久に記念すべく此際財団法人を設立致しまして 一、震災記念館の設立 一、全記念物の保存 一、慰靈祭の施行 一、地震に関する調査研究 一、社会教化施設 等を為すことに決定致しましたのであります 此事に就きましては昨年来菅沼事務官より諸君に対し夫々お話しもあり別段御異存もなかりしやうに承知してゐるので目下夫々準備致し近く実現の運びになってゐます 尚詳細は菅沼事務官より申上ぐる事とし私からはホンの概略丈けを申し述べた次第であります」という挨拶文書が残されていました。この内容からは、震災義捐金残金の使途として、丹後震災記念館の建築、財団法人の設立がうたわれ、前年度の慰靈祭後、京都府出張所の事務官が各町村へ財団設立の意図を伝え、了承を得ていたことがわかります。この学務部長あいさつの内容は、財団法人の規約にもほぼ引き継がれました。当初は社会課が所管しましたが、財団法人設立後の昭和5年2月には社寺課へ引き継がれます。

なお昭和4年3月には、丹後震災記念館建築予定地の隣接地に峰山町が「峯山町震災記念塔」を建築しています。撰文は京都帝国大学(現在の京都大学)の吉沢義則教授(1876-1954)が行い、京都府文書課長の浜谷由太郎が碑文を揮毫しました。浜谷は、震災直前の大正10年代には社寺課に在職しており、丹後にも足を運んでいます。その関係もあって慰靈塔建設にも関わったものと推定されます。

3. 丹後震災記念館建築

丹後震災記念館の建築は、2周年慰靈祭終了後の昭和4年3月18日起案文書に始まります。一部設計変更が行われ、5月24日には山虎組と契約し、最終的には12月18日に竣工検査され完成しました。

丹後震災記念館の設計は、京都府技手の一井九平があたりました。一井は、京都府出張所に赴任しており、翌5年に退職しています。

一井が設計した図面の原図は残っていませんが、昭和6年に行われた防音設備工事の際に作成された青焼図面(シアノタイプ)が残っています。内容から見て、当初の設計図面をもとに昭和6年工事施工部分を加筆したものと考えられ、当初の図面をしのばせるものといえます。なお設計書・仕様書などは残されており、当時はまだ高価であった鉄筋コンクリート造りで建築されたことがわかります。

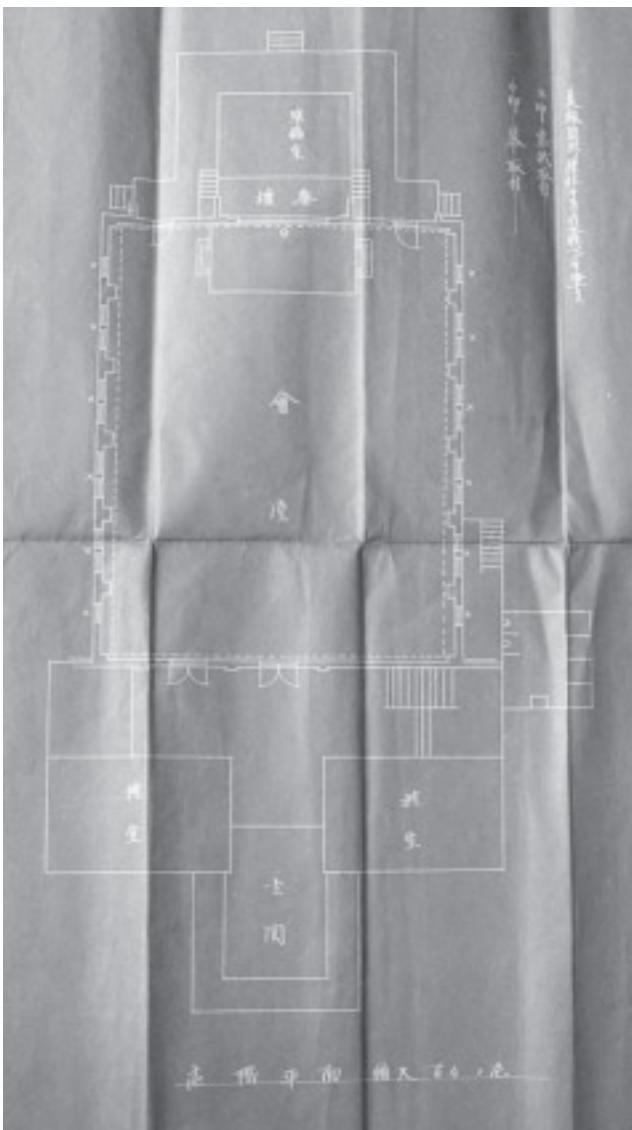
震災記念館の建築は、「外観の建築特徴は勾配屋根が架けられていないものの、ヨーロッパ歴史様式の影響を受けた三層構成に基づく壁面意匠を示す。グランド階はタイル貼りの腰壁、主階は柱型が表出しないフラットな仕上げで、二階の開口上部が半円アーチ状に連なり、正面車寄せもまた大アーチによって縁取られている。アテック階は最頂部の軒先に歯飾(デンティル)が付加される。外壁の色彩は黄土色による。ホールの内部は柱型と梁型が交差する箇所に二つの勾配のハンチが入れられ、柱型・梁型ともに交差部に近づくにつれて、部材の成が大きくなり、力強さが示されている。正面にはひときわ高くなった舞台が用意され、その奥には祭壇がある。プランとしては左右対称となっている。地階には地震計測装置が設置されていたといふ。」と川島智生は評価しています【川島智生「蚕糸産業と震災復興の建築遺産・丹波・丹後の洋風建築」(『近畿文化』705号 2008年8月)より引用】。

なお地震計測装置は、当初の財団法人設立趣旨

の中に、東京帝国大学地震研究所との連携による地震研究を目的とするがうたわれていたことから、当初の計画にはあったようですが、その後の財団法人の寄附行為などには現れないため、実際の運用は行われなかつた可能性が高いようです。

一井が設計した建物には、丹後震災記念館のほか、峰山小学校講堂が現存しています。一井は、京都府出張所に赴任していたため、網野小学校の設計を行なうなど、震災復興建築設計の一翼を担っていました(大場修『丹後震災からの建築復興過程に関する調査研究報告書・神社・小学校校舎を中心に』2007年)。

丹後震災記念館は、昭和初期の数少ない現存する鉄筋コンクリート造りの建築であり、一井九平設計が明らかな点が評価され、平成17年3月18日に京都府指定文化財(建造物)に指定されています。



丹後震災記念館平面図
(青焼図面:昭和6年防音設備工事にともなうもの)



建築途中の丹後震災記念館と復興しつつある峰山町の街並



一井九平が設計した峰山小学校

4. 財団法人丹後震災記念館設立

丹後震災記念館建築と併行して昭和4年3月22日には、震災義捐金残金に関する件として財団法人設立の発議が行われ、6月7日には、文部大臣宛に設立申請書が提出されました。

財団法人は、その後、昭和5年1月7日に設立許可が文部大臣より下り、名実ともに寄附行為財団として成立しました。これにより同年3月7日の震災三周年慰靈祭は、財団法人を主体として丹後震災記念

館を会場に執行されました。

財団法人の規約「財団法人丹後震災記念館寄附行為」には、第二章 目的及事業「本法人は昭和二年の大震災を記念する為左の事業を行ふを以て目的とする 一、遭難者の慰靈祭 一、震災記念物の保存 一、地震に関する研究 一、社会教化事業」(第三条)とあり、先の学務部長あいさつ文案に記された内容がそのまま財団法人へ引き継がれました。

また、第四章 役員には、「本法人に左の役員を置く 一、理事 七名 一、監事 五名」(第十条)、

「理事中三名は京都府学務部長、同社会課長、同社寺課長の職に在る者を以て之に充て他の四名は震災地町村長の職に在る者より理事長之を選任す。」(第十一條)、「理事長は理事中京都府学務部長の職に在る者以て之に充つ。」(第十二條)とあり、財団法人の理事構成がわかります。震災地四町村長の理事は、峰山町・久美浜町・浅茂川村・岩滝町長でした。なお監事5名は、震災地選出の府会議員に依頼されました(第十四条)。理事は、府の人事異動や町村長の交替があると変更になり、その都度、財団法人の変更登記が行われました。また5年6月11日には、財団法人の職員として京都府社寺課職員3名・社会課職員1名、峰山町役場職員1名が任命されています。残された文書の大半は、社寺課職員が作成したもので、文書決裁を行った理事が学務部長(理事長)と社寺課長(理事)です。そのため財団法人設立文書の中にも記されるように、財団法人の事務や会計処理は、丹後震災記念館の現地ではなく、京都府社寺課で行われたことがわかります。

昭和6年度には、震災記念館講堂の防音設備や湯沸し場設置、水道施設など多くの工事が行われました。これら工事関係書類の多くは、地元の峰山町を経由して財団法人へ提出されており、工事管理や竣工検査を峰山町長が委任されている事例が大半でした。このような現場の実態とあわせるためか、昭和7年3月7日の理事会では、震災記念館の管理を峰山町長へ委任する旨が決議されています。これにあわせて震災記念館各部屋の使用料も決められました。貸館業務が加わったこともあって財団法人では、丹後震災記念館に監守人を傭入しています。

財団法人が主催した慰霊祭は、昭和5年までは神式と仏式の両方で執行されていました。その後、昭和6年の慰霊祭からは、隔年交替で神式(6・8・10・12年)・仏式(7・9・11年)により執行されています。あわせて昭和5年には「天災に予告なし」、翌6年には「延びゆく悦び」パンフレットが作成され、震災地各戸に配布したと事業報告にあります。また財団法人は、昭和4年12月17日付で史蹟名勝天然紀念物保存法による天然紀念物に指定された郷村断層(郷・樋口・高橋断層)の土地を同5年8月に購入し、看板設置などを行いました。

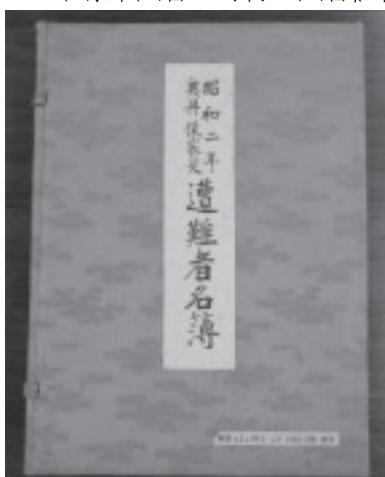
このように財団法人の設立は、理事が府の部課長と町村長である点から、府と町村が個別に執行していた慰霊祭を財団法人が統一して主催する体制の確立を意味していました。丹後震災記念館の建築は、

府・町村共通の拠点施設の確立と評価できます。

5. 丹後震災殉難者名簿の作成と写真収集

財団法人のもう一つの大きな事業には、丹後震災殉難者名簿の作成が挙げられます。これは昭和8年3月7日の慰霊祭終了後に開催された理事会において、協議事項として「一、震災殉難者の写真蒐集保存に関する件 二、震災記念物の蒐集保存に関する件」が挙がっており、この段階にすでに構想があつたことがわかります。9月14日起案文書では、丹後震災死者名簿の作成と震災死者の写真を収集し複写を行うという壮大な事業が計画され、震災地各町村宛に依頼されています。あわせて震災記念物の寄贈・寄託も依頼されています。しかし「複写料も多額を要する次第に有之候処御承知の如く貧弱なる当財団の経費を以ては到底之が支弁困難に付甚だ乍御迷惑貴町に於て適當なる方法により複写料御負擔被下様特に御配慮相煩し度此段及御依頼候也」という状態であり、各町村の協力に依存した事業執行であったことがわかります。写真は、原板大として横二寸七分、縦三寸五分の大きさが図示されていますが「焼付せるものは堅横共に三分乃至三分縮まるべし」とあり、実際に複写を作成する際には一回り小さいものであったと思われます。

各町村からの回答文書は残っていませんが、数回、未回答の町村へ回答依頼が再送されました。



昭和2年奥丹後震災遭難者名簿

名簿は、財団法人丹後震災記念館野紙に淨書され、三分冊(中郡、竹野・熊野郡、与謝郡)に和綴表装された「昭和二年丹後震災殉難者名簿」が作成されました。作成年代は記されていませんが、おそらく昭和9年の慰霊祭には完成したと推定されます。

写真は、「死者のおもかげ」という後補のアルバムが峰山図書館に保管されており、縦7.1×横4.6cmの統一された法量のものが約200枚あります。これらは、写真の状態や同じ大きさのものが多い点から見て、財団法人が依頼して複製作成された写真と推定されます。



「震災実況模写油絵」を描く伊藤快彦(熊野若王子神社所蔵)

6. 震災実況模写油絵の作成 ~昭和10年度

昭和9年3月7日に執行された慰靈祭後の理事会は、「一、遭難者の写真及震災による記念物は出来得る限り蒐集に努むると共に震災直後に於ける震災状況を画けるペンキ図の如きものを調整して記念館に掲ぐることの希望ありけり」と報告されています。記念館に震災画を掲示するという構想は、ここに始まったようです。3月 26 日には、理事の高岡松吉(岩瀬町長)が理事長へ、三河内村(現在の与謝野町三河内)助役からの情報として、画家太田政之助(1893-1972)の存在とその住所を知らせています。三河内村出身の太田は、天橋と号し、新聞報道などのペン画家として活躍した人物です。大正 12 (1923)年9月1日に発生した関東大震災に被災し、その時に見た光景を「ペン画集 避難から帰還迄」として同年 11 月に発刊しています(『関東大震災-実況記録・ペン画集』あまのはしだて出版 1996 年)

これを受け3月 29 日には、理事長名で太田へ震災画作成の依頼が行われています。太田からの返信は、4月3日付(封筒裏書、消印は5日)で郵送されています。しかし財団法人からの依頼に対しては、感激し郷里の為に尽くしたいが、病気と技量不足のため意に添えない旨を記しています。

太田への依頼はかなわかったものの、震災画作成に伴う予算は、同年 11 月 6 日に議決された歳入歳出追加予算の説明項目に「実況を写生したる油絵又は水彩画の如きものを作成し記念館内に掲出保

存せんとするものなり」と計上されました。震災画は、洋風建築の記念館あわせて、当初より洋画を計画していたことがわかります。

しかし同年度には作成できなかつたため、翌 10 年7 月に議決された9年度決算書には、「減は震災当時に於ける実況写生油絵作成に付適當なる作者見当たらざるに依る本經費は次年度に繰越」と記されています。なお製作者決定は、10 年8月 12 日起案文書に、「震災実況模写油絵作製に関する件 同案 丹後震災記念館内に

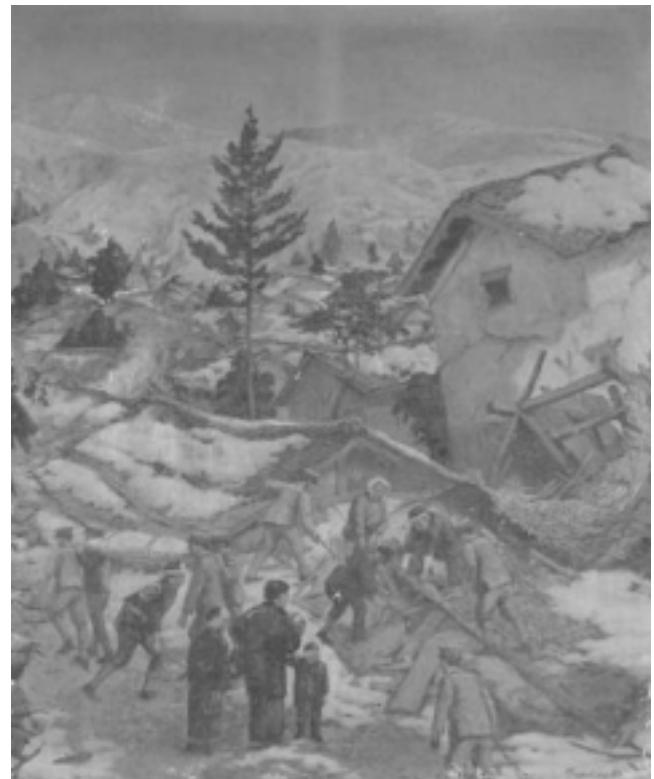
震災実況模写油絵を作製し記念物と共に保存する件に関しては曩に理事会の同意を経之か經費予算の承認を経ると共に成作者の選定に腐心致居候処今回幸ひ伊藤快彦氏に揮毫内諾を得候大様左の予定を以て同氏の揮毫方依頼相成可然乎
作製予定

一、作製数 参面

一、画題 大体に於て震災地与謝、中、竹野郡に於ける被害激甚なりし箇所に主題を探り構図は筆者に於て適宜に考案すること

一、画面の大さ 画面の掲出場所は記念館講堂後方の壁を適當と被認從て場所の關係上、其の大さは一面額様を入れ縦八尺横七尺とし一面は其の形を変更する予定なり一、經費概算 参面にて約千三百円程度 (支出科目) (款) 丹後震災記念館費(項) 事業諸費(目) 震災記念物保存費 予算額 一、五〇〇円〇〇中より支出」とあり、この段階によく伊藤快彦(やすひこ)に決定したことがわかります。別紙として、虫ピン一括された講堂内に掲げたイメージ図三枚が残されています。現在の掲示場所を示した図のほか、実際には描かれなかったようですが、祭壇側壁面に掛かった掛軸の図があります。

震災実況画を描いた伊藤快彦(1867~1942)は、熊野若王子神社(京都市左京区若王子町)の宮司であった洋画家です。伊藤は、八歳の時に仙洞御所であった第四回京都博覽会にて高橋由一の「鮭」に恍惚として見入ったことに端を発し、京都府画学校にて田村宗立(園部出身)に学びます。



左上・右上・右中

震災実況模写油絵(伊藤快彦筆、丹後震災記念館)

左中 震災記念館へ震災実況模写油絵を掲げるようす

(熊野若王子神社所蔵)

右下 伊藤快彦(熊野若王子神社所蔵)



昭和 12 年慰靈祭風景(熊野若王子神社所蔵写真)

その後、卒業を待たずに東上し原田直次郎の家塾鍾美会に入り、明治 24 年に京都へ戻っています。翌 26 年頃には家塾鍾美会を設立しています。その後、浅井忠とともに関西美術会の結成や関西美術院の設立に深く関わり、大正5年～昭和11年には院長に就任しています。静物画を得意とした戦前京都の洋画界の重鎮といえます。

震災実況画を描いた昭和 10 年8月～11 年3月の伊藤は、関西美術院の院長でした。財団法人が伊藤に制作を依頼した過程は資料がなく不明ですが、伊藤が熊野若王子神社の宮司であった点から、
①財団法人を所管する社寺課との関係
②神式の慰靈祭を執行した京都府神職会との関係が推定されます。

なお熊野若王子神社に残された伊藤の写真アルバムには、伊藤が震災画を「画室」で描いているようすや丹後震災記念館に絵が掲げられたようす、震災慰靈祭が行われた講堂に絵が掲げられているようすを写した貴重な写真が残されています。

7. 震災実況水彩画の作成 ~昭和 11 年度

昭和 11 年 10 月 20 日に議決された 11 年度歳入歳出追加予算の中に「一、第一款第三項第三目震災記念物保存費の増は震災に於ける諸般の状況を統計図表に現し記念館に掲出し参考に供せんとし之か見込経費一五〇円及震災状況を水彩画にて小型版に描写し記念館に掲出せんとし之か見込経費四〇〇円計五五〇円を計上し不足額四五〇円を追加増額せり」という説明があります。

これを具体化したものは、11 月 12 日起案文書に「丹後震災記念館に震災実況を描写せる油絵又は水彩画作製掲出に関する件 当財団法人所有建物たる丹後震災記念館には昨年伊藤快彦氏に依頼して震災実況を描写せる油絵大額三面を作成掲出せる処に有之候処尚此の種の実況図多数を備付らるるは震災記念館として尤も有意義のことと被存過般之か作成に関し京都市立美術工芸学校教諭大橋寛氏に交渉依頼せし処美術工芸学校生徒中優秀なる者を選定し油絵又は水彩画何れか生徒の選択に委せ作成せしむること可能なりとのことに有之候然而右作成費として当財団法人本年度予算に四〇〇円を計上致し居り該予算額を以てするときは小形の額面(大きさは記念館内部の関係を考慮し決定するものとす)約參拾面を作成し得る見込とのことに有之候条

該予算額を以て之か作成を同氏に依頼相成可然乎作成が工面 約參拾面
此の経費 四〇〇円(額像を除く)
(支出科目) (款) 丹後震災記念館費(項) 同上(目) 事業諸費(節) 震災記念物保存費 絵図作成費 四〇〇円中より支出」とあり、京都市美術工芸学校(現在の京都市立芸術大学)の教諭であった大橋寛に依頼していることがわかります。大橋から財団法人宛の書簡が残されています。「拝啓 時下歳末の候さぞ御多忙の御事と存じ候 さて先般は参庁真に失礼致し候又過日は震災記念館の内部実測図御送付下され正に相受致し候実は校用、文展、雑用等にて忙殺され延引の段寔に申訳無之候 いずれ近日安間氏とも御相談の上寸法決定の上は早速御通知申上可候 当製作は丁度冬休みを利用して出来る丈け致す心組みに有之候 乍末筆皆様に宜しく御伝へ願上候 先づは乃要用のみ、草々敬具 昭和十年十二月十五日 大橋寛 戸根様 机下 (ヨクヨ署紙)」丹後震災記念館の内部実測図を送付していることがわかります。

なお京都市美術工芸学校の生徒が描いた油彩画 10 面、額装された水彩画 8 面は、現在も残されています(財団法人解散時の財産目録には「小三五」とあり、本来は 35 面あったと思われます)。裏書が残されているものもあり、作者がわかるものもあります。

翌 12 年 3 月 7 日の震災十周年の慰靈祭は、神式で執行されました。熊野若王子神社に残された慰靈祭の写真は、神式で執行されており、あわせて伊藤快彦が描いた震災実況画と小型の絵が壁面に掲げられているようすがわかります。この年の慰靈祭を寫したものと見てほぼ間違ひありません。伊藤の絵の下に掲げられている額は、光の反射が見えることから額装の水彩画と推定できます。祭壇側の壁面の絵は、写真と実物の比較から P25 号横の油彩画 2 点と推定されます。講堂側面の絵は、ほかの P12 号横の油彩画と考えられます。なお水彩画下方の机には、一回り小さい額が立てかけられており、現在は残っていない額装の水彩画と推定されます。

裏書などからわかる作者の中には、昭和 12 年图案科卒業とわかる笠間嘉一郎、奥野平助、村田博三の作品があります【京都市立芸術大学芸術資料館 HP、美工图案科卒業作品目録(4:1935-1941)より】。その後、著名となつた人物もあり、初期の作品として評価できるものも含まれます。



1(作者不明)



2(作者不明)



A「笠間嘉一郎」



B「奥野平助」



C「高井」



D「奥野平助」



E「大島」



F「12号人物 大島」



G「オクノ」



H(作者不明)

昭和 12 年作成京都市美術工芸学校生徒作品(油彩画)【「 」内は裏書など】



1~3 「大島金之助」

4「高井金一」

5「昭和十二年一月十一日京都
南日吉丁 角田秀雄」

6「昭十二年一月十四日京都南
日吉丁 角田秀雄」

7・8「村田博三」

なお 12 年 3 月 7 日の慰靈祭終了後に行われた理事会では、慰靈祭の執行を 5 年毎とすることが決定しています。震災から十周年を迎えるにあたり、財団法人設立の目的であった震災記念物の収集保存に一つの成果があらわれ、慰靈祭の執行に一段落をつけた形となりました。ここに財団法人の画期をみることができます。

8. 昭和 12~20 年までの動き

震災慰靈祭が 5 年ごとの開催となったことから、その後の財団法人の活動は必然的に少なくなりました。15 年 11 月 2 日には、峰山町在住者より「寄附申込書 一 保字金小判壱個 一 乾字金小判壱個 但し右二個小判が他の数個の一分銀及二朱銀が震火災により鎔接せしもの 右震災記念館の記念物として寄付候条御採納相成度候也」と震災遺品の寄贈申込があり、財団法人による唯一の震災遺品の収集として特筆できます。

丹後震災記念館そのものも、昭和 8 年に京都府財務出張所が一部(2 階広間一室)を事務所として使用することを皮切りに、17 年 7 月 1 日には奥丹後地方事務所が建物のほぼすべてを事務所として使用しています。そのため丹後震災記念館の維持管理経費についても、同事務所が支出するようになりました。

しかし時は戦時下に入っていました。昭和 17 年 10 月 14 日午後 7 時から時局講演会があったこと、同 18 年 3 月 7 日には奥丹後震災 15 周年慰靈祭が佛式により行われた点がわかりますが、その後、理事会開催も不明となり、一件書類中に年度報告が記されるのみとなります。「戦争の情況に依り本年は事業中止せり」「係員応召其の他に依り処務停止の止むなきに至れり」(昭和 18 年度)、「戦争の情況悪化により本年度は事業中止せり」(昭和 19 年度)、「戦争の情況悪化及終戦後の国内事情により本年度は事業中止せり」(昭和 20 年度)とわずかに記された行間や、17 年 1 月に丹後震災記念館備品の鉄火鉢 12 個を戦時供出し、陶器製の代替品を購入した文書からは、当時の情勢がよく読み取れます。

9. 財団法人丹後震災記念館解散とその後

終戦後、財団法人は、府の機構改革もあり教育部社会教育課が所管しました。その後 25 年には、教育委員会法の公布により、京都府教育委員会へ移管し、最後は文化財保護課が所管しました。

昭和 21 年度は「戦争終結後の国内事情により本年

度は事業中止せり」と報告されています。昭和 23 年 3 月 7 日には、震災 22 周年慰靈祭が執行され、これが財団法人主催による最後の慰靈祭となりました。戦後、経済的な理由などにより、財団法人の事業遂行は困難になりました。そのため昭和 28 年 7 月 11 日の理事会では、財団法人解散の決議が行われました。

当初、財団法人の財産は京都府へ無償譲渡することになっていましたが、府が採納辞退したため、最終的に建物・備品は峰山町へ、郷村断層の土地は網野町へと譲渡されました。29 年 8 月 3 日の理事会において財団法人の財産処分についての決議が行われ、これを受けて文部大臣宛に財団法人解散申請が行われました。同年 12 月 18 日には、最後の理事会が開催され、財団法人の清算報告が行われました。

峰山町では、戦後の公民館法制定を受け、昭和 21 年 11 月 29 日に峯山町公民館設置委員会より理事長へ丹後震災記念館を峰山町中央公民館として使用したい旨の陳情が行われました。これは、震災記念館が峰山町へ無償譲渡され、図書館と公民館が設置されたことで実現しました。

その後、震災関係の資料収集・保存は、昭和 30 年に丹後震災記念館に移転した峰山町立図書館が引き継ぎました(図書館は昭和 55 年に現在地へ移転)。これらの資料をもとに峰山町では、昭和 47 年より丹後震災記念展を毎年開催しました。平成 16 年の京丹後市発足後も、過去の震災を振り返り、防災意識の啓発につなげる目的をもって引き続き開催されています。

本リーフレットが、丹後震災記念館の建築目的やその後の展開を見直す上で、少しでも役立てば幸いです。

※本リーフレット作成にあたりましては、滝井篤子御夫妻、伊藤快治御夫妻、熊野若王子神社伊藤快忠宮司御夫妻のほか、石井香絵(早稲田大学大学院生)、川島智生(神戸女学院大学講師)の各位に大変お世話になりました。

※文中人名の敬称は略させていただいています。

※「」は資料原文の引用です。なお引用文のカタカナはひらがなに直しています(文責:文化財保護課 橋本勝行)。

丹後震災記念館～建築とその後の展開～

編集・発行 京丹後市教育委員会文化財保護課
2009 年 3 月発行
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野 226 番地
TEL0772-69-0640